

平成25年度 横浜国立大学大学院国際社会科学府  
専門職学位課程 法曹実務専攻（法科大学院）

法学既修者コースA日程入学試験第2次選抜

# 刑事系科目

時間 9:30～11:45

●注意事項（よくお読みください）

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはいけません。
2. 自分の受験番号と机の上の受験番号が同じであることをよく確かめてください。
3. 時計のアラーム、携帯電話等の電源は切ってください。
4. 机の上に置いてよいものは、①受験票、②筆記用具（鉛筆、ペン、消しゴム）、③鉛筆削り（電動式を除く）、④時計（携帯電話やPHSを時計として使用することは認めない）、⑤メガネ、⑥目薬、⑦ティッシュペーパー、⑧ハンカチです。これらは、予め机の上に置いておいてください。
5. 上記4で掲げた試験のために必要なもの以外は、かばんに入れて椅子の下に置いてください。電源を切った携帯電話も、身につけず、かばんに入れてください。
6. 配布物は、①問題冊子、②解答用紙、③下書き用紙、④六法の4種類です。足りないものがあつたら、挙手で合図し、試験監督にその旨申し出てください。
7. 解答用紙の所定の欄に、受験番号と氏名を記入してください。解答用紙は、全部で3枚あります。そのすべてに受験番号と氏名の記載欄がありますので、漏れなく記入してください。なお、解答用紙はホチキスで綴じられていますが、その針は外さないでください。
8. 試験問題は、問題1～3の3つがあります。必ず指定の解答用紙を使ってください。解答用紙はそれぞれ両面になっています。なお、解答用紙が足りなくなった場合は、解答用紙の追加分を渡しますので、監督者に挙手で合図してください。解答用紙の追加分を使用する場合は必ず、上段の問題番号記載欄に、対応する問題番号を記入してください。
9. 試験時間は、135分です。中途退席は原則として試験開始後40分まで認めません。また、中途退席者は、再度入室することができません。試験終了直前の10分間も退席できませんので、よく注意してください。ただし、気分が悪くなったときや、トイレに行く必要があるときなどは、近くの監督者に挙手で合図し、遠慮なく申し出てください。
10. 試験開始後、受験者本人であることの確認（写真照合）を行います。その際は、監督者にご協力ください。

以下の3問、問題1から問題3にすべて解答せよ。

(配点:全問とも50点)

### 問題1

以下の事例をよく読み、X・Y・Zの罪責をそれぞれ論じなさい。論じる順番は問わない。なおその際には、特に近時の最高裁の判例の理論にも言及すること。ただし特別法については論じなくてよい。

1. 2トン積みトラック(荷台がむきだしのもの)運転手Xは、建築資材用のH型鋼・鉄骨6本(H型鋼とは、断面がH字状の形態の鋼鉄製鉄骨をいう。1個の縦横がそれぞれ約24センチメートル。長さが約4メートル。1個の重量約400キログラム)を運送するために荷台に積載するに際して、過積載であるばかりか、それらを固定するなどについての十分な注意を怠った。
2. その結果、Xは上記運送の途上、早朝の薄暗い時刻にあって、交通量の比較的少ない高速道路(中央分離帯がある片側の走行車線と追越車線が、各1車線であり、さらに最左端には緊急時に駐停車するための路側帯がある)の走行車線上を走行中に、そのうちの1個を落下させた(この落下地点をP地点とし、以下この落下鉄骨を「本件鉄骨」とする)。なお、通常であれば、本件鉄骨が落下した段階で大きな物音がして、それに気づくことが可能であったのに、Xは車中の大音量の音楽に熱中してそれに気づかず走り去ったものである。
3. ところで、P地点の現場付近は、ゆるやかな左方向へのカーブになっており、本件鉄骨は、P地点から300メートル手前の地点(Q地点)からであれば、通常であれば物理的に容易に発見できたが、本件の薄暗い当時では、鉄骨の色が路面と同様に暗色であることもあって、相当に注視しないと視認に困難があった。Q地点よりもさらに手前の地点からは、物理的に見通しがきかないことから、いかなる場合であっても発見は不可能であった。
4. このQ地点でもし本件鉄骨を発見していたとすれば、落下した本件鉄骨との衝突を回避するためには、本件鉄骨は走行方向に直交し、走行車線上と路側帯上にそれぞれ2メートルずつ横たわる形で落下していたのであるから、交通量が少ない当時においては、走行車線上で急停止する必要はかならずしもなく、後続車両等の安全を確認した上で、追越車線への進路変更ないし、すくなくとも追越車線にはみ出した状態で走行することにより、十分に回避することが可能であった。
5. また、薄暗い当時の状況であっても、落下P地点手前の100メートルの地点(R地点)ならば、本件鉄骨は容易に発見でき、かつ、その場合には、法定の時速100キロメートル以下で走行していた場合には、急制動をかけることにより衝突を回避できたはずであった。
6. Xが本件鉄骨を落下させた直後、Q地点を4分後に通過した大型トレーラーを運転するYは、時速90キロメートルの速度で現場付近を走行していたが、寝不足などから、前方注視に対する注意力が散漫となっていたために、Q地点さらには、R地点でも路上の本件鉄骨に気づかないまま、その走行車線に沿った走行を継続し、トレーラーの左側前輪を本件鉄骨に乗り上げさせる形で、トレーラーのバランスを失わせるにいたり、その結果、おりからゆるやかなカーブを走行していたことも相まって、走行車線追越車線さらには路側帯の一部をほぼ占領するような形でトレーラーをP地点付近において横転させ、後続の車両の高速通行が困難となる状況を招来した。
7. Yは、トレーラー横転の際の衝撃で、全治2か月の顔面打撲・左上腕骨折などの傷害を負ったが、意識は正常であり、歩行等も可能であった。Yは、横転したトレーラーの車外から脱出して、事故状況を把握し、上記、他の車両の高速通行が困難であることも認識したが、まだ薄暗い路上でもあることから、後続車両に事故の発生を容易に発見させるため、三角表示板の設置、発煙筒ないし赤色懐中電灯での緊急信号などの手段をとらなかった(いずれの設備・装置もトレーラーに備わっており、横転してもそれらを取り出すことは容易に可能であった)。
8. Yはとりあえず、警察等への連絡をしようと考えたが、衝突の衝撃で、車内に置いていた携帯電話をみつけることができなかったので、高速道路上の緊急電話を探すこととした。しかしYは、事故発生により気が動転したこともあり、P地点から手前約15メートルの地点に、緊急連絡用の電話ボックスがあったのにそれに気がつかず、その逆の方向(約1キロメートル離れたところに設置してある)へ緊急電話ボックス

を探しに歩き出した。

9. Yのトレーラーに後続していた、スポーツカーを運転するZは、法定速度<sup>時速</sup>100キロメートルをはるかに越える時速180キロメートルで、Yのトレーラー横転から約15分後にQ地点を通過し、助手席に座っていたAとささいなことで諍いとなっていたこともあって前方をよく注視していなかったために、R地点に到達した時点で、ようやくトレーラーの横転に気づき、とっさに急ブレーキを踏んだが間に合わず、時速40キロメートルの速度で、本件トレーラーに本件スポーツカーを助手席側から衝突させ、Aを多臓器不全により即死させ、Z自身も全身を強く打って全治6か月の重傷を負った。
10. なお、Xのトラックからの鉄骨落下からZのスポーツカーの衝突までの間は、Xのトラック、Yのトレーラー、Zのスポーツカー以外には、本件事故現場P地点付近における高速道路上の走行車両はなかったものとする。

## 問題 2

以下の事例をよく読み、Xの罪責を論じなさい。なお、その際には関連する判例に言及すること。ただし特別法については論じなくてよい。

1. Xは、自宅近くでラーメン屋を経営しているAが、Xに対していつも愛想が悪いことに反感を募らせており、Aに対して何らかの嫌がらせを行う機会をうかがっていた。
2. そこで平成 24 年 10 月 22 日午後1時ころ、XはAの家に赴き、Aが仕事で不在であることを確認した上で、携帯した金属バットでA方玄関ドアを叩いて凹損させた。この玄関ドアは、厚さ約 3.5 センチメートル、高さ約 200 センチメートル、幅約 87 センチメートルの金属製開き戸で、建物に固着された外枠の内側に3個の蝶番等で接合されていた。
3. またAの車庫にはA所有の自動車(約 1000 万円相当のドイツ製高級自動車)が置かれていた。この自動車はAが野球観戦等に行くために日常使用していたものであるが、Aは自宅付近が静寂な住宅街であり不審な事件も起きていないことから、自動車にエンジン鍵を付けたまま放置するのが常であった。Xは、Aの自動車のエンジン鍵が付いたまま放置してあることに気がつき、あこがれの高級自動車に一度は乗ってみたいと考え、2、3時間自動車を無断で乗り回した上、元の位置に戻しておいた。

### 問題3

- (1)被疑者勾留の要件につき、特にその実体的要件に焦点を当てつつ、説明しなさい(25点)。
- (2)違法な逮捕が行われた場合に、それに引き続く勾留請求は認められるのか、論じなさい(25点)。